

鳥羽市全員協議会会議録

令和5年5月8日

○出席議員（13名）

坂 倉 広 子
世 古 雅 人
南 川 則 之
河 村 孝
世 古 安 秀
山 本 欽 久
中 村 浩 二

濱 口 正 久
尾 崎 幹
戸 上 健
木 下 順 一
山 本 哲 也
瀬 崎 伸 一

○欠席議員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 岩 井 太
議事総務係 岡 村 なぎさ
書 記

次 長 兼 平 山 智 博
議事総務係 長

(午後 1時00分 開会)

○岩井事務局長 皆さん、こんにちは。

本日は一般選挙後の最初の全員協議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、年長議員が本日の全員協議会から5月15日招集予定の令和5年鳥羽市議会本会議での議長選挙までの間、臨時議長として職務を執っていただきます。本日出席議員中、年長議員は戸上健議員でありますので、戸上議員に議事進行をお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第2項の規定により、本日の会議を含む全ての会議が原則公開されます。また、インターネット放送の対象となりますことから、ご発言に際しては挙手の上、お手元のマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

それでは、臨時議長、よろしくをお願いいたします。

○戸上 健臨時議長 ただいまご紹介にあずかりました戸上健でございます。

このたびの市議会議員選挙におきまして、皆様方には見事当選の栄誉を担われました。心からお喜びを申し上げます。

さて、私が年長議員でありますので、法の定めるところにより臨時に議長の職務を行わせていただきます。議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしたいと存じますので、何とぞ格段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは、全員協議会を開催いたします。

本日、ご協議願います案件は、お手元に配付いたしてあります事項書のとおりでございます。

まず、協議事項(1)本会議で取り扱う人事案件についてであります。

そのうちまず、①正・副議長の任期と選出方法についてであります。

本市議会におきましては、正副議長の任期はともに2年とし、ただし再任を妨げない。また、任期途中の正副議長の交代についてはその残任期間とするとしておりますので、ご承知お祈りいたします。

次に、正副議長の選出方法についてであります。鳥羽市議会の運営に関する基準により、本会議で投票による選挙にて選出することを申し合わせております。この件につきましては、5月10日の全員協議会で従前のおり立候補を表明していただき、5月15日の本会議で投票により選出したいと思います。

なお、この選挙での立会人を2名選出することになっておりますが、どのように選出いたしますか。

(「議長一任で」の声あり)

○戸上 健臨時議長 ただいま議長一任というお声がありましたので、そのように決めさせていただきます。

私のほうから、新しく議席番号が後ほど決まります。その議席番号の1番、2番の議員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健臨時議長 続きまして、②議会選出の監査委員の任期と選出についてであります。

議会選出の監査委員の任期につきましては、慣例により2年となっており、ただし再任を妨げないということになっております。

次に、議会選出の監査委員の選任につきましては、5月15日の本会議において市長提出議案ということに

なりますので、同日の本会議では起立による過半数議決となります。つきましては、5月10日の全員協議会におきまして、投票または指名推選により候補者1名を選んでいただき、執行部に報告することとなりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

続きまして、③常任委員会委員並びに④議会運営委員会委員の選出方法についてであります。

常任委員会委員の任期については、鳥羽市議会委員会条例第3条に基づき議員の任期となっております。また、議会運営委員会委員の任期については、鳥羽市議会委員会条例第3条の2に基づき2年であります。

次に、常任委員会委員の選任については、鳥羽市議会委員会条例第5条の規定により、5月15日の本会議において議長が指名するということとなりますので、ご承知おき願います。

なお、常任委員会は、令和3年5月1日から行政常任委員会と予算決算常任委員会の2委員会となっております。行政常任委員会及び予算決算常任委員会は、議長を除く12名が委員となりますので、ご承知おきください。

続きまして、議会運営委員会委員の選任につきましては、委員定数は6名となっており、うち4名は行政・予算決算の各常任委員会委員長、議会改革推進特別委員会委員長、広報広聴委員会委員長が自動的に委員となることを鳥羽市議会の運営に関する基準により申し合わせております。ただし、現在、議会改革推進特別委員会は設置されておりませんので、残る3名につきましては、5月15日に各委員長が決まりました後、全員協議会を開催して話し合いで決めていただき、本会議において議長が指名することとなりますので、ご承知おき願います。

また、慣例により各種委員会の委員長は議会運営委員会委員長を兼務しないこととなっておりますので、全員協議会で選出された3名の方のどなたかが委員長になっていただくこととなります。

続きまして、⑤志摩広域行政組協議会議員、⑥鳥羽志勢広域連合協議会議員の選任について一括して説明いたします。

そのうち、まず志摩広域行政組協議会議員は、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町で組織し、老人福祉法、障害者自立支援法等に係る共同事務を審議するものであります。当行政組規約第5条において、本市の議会議員から3名を選出することとなっております。

次に、鳥羽志勢広域連合協議会は、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町で組織し、ごみ・し尿処理や介護保険に関する共同事務を審議するものであります。当広域連合規約第8条において、本市の議会議員から4名を選出することとなっております。

なお、今、説明いたしました二つの選出議員には正副議長は就任しないことと申し合わせております。また、10日の全員協議会において候補者を選出し、5月15日の本会議において従前どおり指名推選による選挙にて選出したいと思いますので、ご承知おき願います。

続きまして、⑦三重県後期高齢者医療広域連合協議会議員の選任についてでございます。

三重県後期高齢者医療広域連合協議会は三重県内全ての市町で組織し、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務を審議するものであります。当連合規約第8条において関係市町の長、副市町長、または議会の議員のうちから選出することになっており、本市の定数は1名であります。この選出方法につきましては、三重県市議会議長会より「三重県後期高齢者医療広域連合協議会へ市議会議員を選出する場

合は、市議会議長とするものとする」との確認書が出されております。これを受けて、県内市町においても議長充て職ということで、議長を議員に選出していただいております。このようなことから、15日の本会議において選出されます議長を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に選任したいと思います。

なお、本件についても他の組合議会同様に従前どおり指名推選による選挙にて選出したいと思います。

以上、(1)本会議で取り扱う人事案件について説明いたしました。これまでの件についてご質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○戸上 健臨時議長 ないようですので、次に、事項書(2)全員協議会で取り扱う人事案件についてであります。

そのうち、まず①広報広聴委員会委員の選出方法についてであります。

この委員会委員の選出については、鳥羽市議会広報広聴委員会規定により「委員会は、正副議長及び全員協議会において選任された者による委員7人以内をもって構成する。委員の任期は、鳥羽市議会委員会条例第3条の例による」ことになっており、任期についてはその残任期間となっております。5月10日の全員協議会で各議員の希望をお聞きし、調整の上、選任したいと思いますので、ご承知お祈りいたします。

続きまして、②議会選出の都市計画審議会委員の選任についてでございます。

任期は2年で、委員は全員協議会で協議の上3名を選出していますので、5月10日の全員協議会で各議員の希望をお聞きし、調整の上、選任したいと思いますので、ご承知お祈りいたします。

次に、事項書(3)議席の指定につきましては、事務局長より説明させます。

事務局長。

○岩井事務局長 議席の指定につきまして説明をいたします。

議席の指定につきましては、当選回数別抽せんと全員抽せんの二つの抽せん方法がございます。これまで議席の指定につきましては、慣例により当選回数別抽せんにて行ってきております。この件につきましては、5月10日の全員協議会で抽せんをし、5月15日の本会議におきまして、その議席を指定したいと思います。よって、その議席が任期中の議席となりますので、ご承知お祈りいたします。

○戸上 健臨時議長 説明は終わりました。以上で協議事項は全部終了いたしました。

事務局長。

○岩井事務局長 全員協議会の事項書は、これで内容は全て終わりました。事務局からA4、1枚、縦書きの両面の協議事項ということで、すみませんが、そちらをご覧ください。

全員協議会における協議事項ということで1番から7番までございます。

①一般質問における通告日の変更についてであります。

鳥羽市議会の運営に関する基準、申合せ第6節、発言1、一般質問において、「一般質問を行う者は、議会運営委員会の前日正午までに通告するものとする。ただし、通告締切日が休日等の場合はこの限りではない」という形になっておりますが、これを「前日正午」から「前々日の5時」に変更させていただきたい。変更の開始時期は令和5年6月議会よりとしたいと考えております。

理由としましては、現在の通告締切日時では、各議員の皆様から提出された通告内容について重複等の調整

を行う時間がないことから、通告の締切時間を変更させていただきたいと考えております。また、通告される場合、事前に執行部の担当課と現状及び課題等について協議をお願いしたいと思います。その際、通告内容の課題解決を行うための予算議案が上程されてこないか確認をお願いいたします。予算議案のある場合は、一般質問ではなく質疑で通告をすることとなっています。

次に、議員の皆様から重複した通告があった場合、議員間で調整を図っていただくため、通告締切りの翌日午前中に調整を行いたいと考えております。また、通告を行う際は規定の通告用紙に入力の上、メール等にて提出をお願いします。一般質問は市の事務一般に関わることとされており、鳥羽志勢広域連合などの一部事務組合の業務は他の地方公共団体に該当することから、一般質問を行うことはできないという形になっております。

続けて、7番まで行かせていただきます。

②市役所各課の執務室への入場について。

課題等の調整のため各課を議員の皆様が訪問をされる際には、個人情報等の電話対応や仕様書等の書類作成、決裁書類等が目に入ってしまう可能性が多々ありますので、相談等行う際にはカウンター、または各課の相談スペース、あるいは議会事務局の委員会室での対応をお願いしたいと思います。

③です。三重県及び国等の所管事務への要望等についてです。

国道や県道、港湾関係などを所管している県・国等への要望は、事前に市の関係担当課を通して、市としての要望を行っていただくようお願いいたします。

おめくりください。

四つ目です。コロナの今後の感染症の対策についてであります。

3月15日からマスクの着用につきましては各個人の判断で着脱をすることとされており、医療機関を受診する場合や通勤ラッシュ等混雑した電車やバス等に乗る場合にはマスクの着用が推奨されているところです。市議会の本会議や各種委員会におきましても、これに沿ってマスクの着用は各個人の判断とさせていただきたいと思っております。

また、今後の市の対応方針としまして、庁内、施設内におけるパーティション、アクリル板は原則撤去し、消毒液等は当面の間、継続して設置することとなりましたので、市議会としましては執行部の対応と合わせて、議場、議長室等のアクリル板は撤去し、会議室等に入場する際の消毒液は継続して設置したいと考えております。

続きまして、⑤です。夏季の軽装、クールビズについてです。

気温の上昇に伴い、本会議場や委員会室内の温度が高くなることから、例年どおり、次の期間において議会出席時の服装は上着、ネクタイともに不要にしたいと考えております。実施期間は5月1日から10月31日まで、会議の種類としましては、本会議、各種委員会、全員協議会としたいと考えております。

6番目です。親睦会費の廃止につきまして。

これまで年末手当支給時に親睦会費として1,000円頂いて、麦茶やティッシュ、プリンターのインク等を購入させていただきましたが、今後は徴収しないこととしたいと考えております。また、慶弔費につきましては、これまでと同様に毎月1,000円を集めさせていただき、任期満了の4年後に精算させていただき

いと考えております。

7番目です。議場における席のことについてです。

議場における席については、新型コロナの影響を抑えるため、隣の席と一席空けた体制、状態となっておりますが、今後につきましても、引き続き一席空けた体制で行いたいと考えております。また、議員定数が1名減ったことから、質問席の隣の、現在の議員番号3番の席を使用しないで、質問席の右側7人、左側6人という形で席を配置したいと考えております。

以上、協議内容はこれになります。何かご質問、ご提案等、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

○戸上 健臨時議長 ご質問、ご意見はございませんか。

尾崎議員。

○尾崎 幹議員 3番の国や県に対して事前に担当ということ書いてあるんやけれども、ばんばん僕は国や県に公開質問状から出していこうと思とるんさ。各所管がやっぱりあるわけやで、それを鳥羽市に言う必要はないでしょう。

○岩井事務局長 市の担当、各課にですか。

○尾崎 幹議員 はい。

○岩井事務局長 僕がもう2年程つけさせていただいて、実は県から、できたら市から要望、市の執行部もこの事情を知らないで話が進んでいくとまずいものですから、担当の執行部のほうにも話をさせていただいて要望を上げていただきたいというお話が県のほうからありましたので、少しこの場でこういうお話をさせていただいたところです。

○戸上 健臨時議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 やっぱり直下型になっていますやんか、国なんかは。それを一々県に言うて、二の足踏むとか、やっぱり後々、県が知らんだもんでという、そやけど法律上もう変わっておるわけやで。これをいつまでもやっておたら、やっぱり改革、もしくは変革に対しての前進言うたらおかしいけれども、行政自体が前へ進んでいかへんのじゃないかなって。現にあったもんで、この4年か5年前ぐらいに、直接国へ取りに行けば、やっぱり計画を持ってやれば国はお金くれます、その受皿さえあれば。

だから、県、通さんでええような流れがもうしっかりと地方に対してはできとるわけやで、これに対して、一々職員さんがまた県に言うて、それでまた県とやり取りをしてという、国は要らん言うとるんやでさ。それをやっぱりスピーディーに進めようと思うと、三重県は飛ばすことになりますけれども。これまだやれ言うとるんですか、三重県は。

○岩井事務局長 すみません、尾崎議員のお話もよく分かりますので、ここではちょっと提案させていただきたいと思いますので。すみませんが、また後日。

○戸上 健臨時議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○戸上 健臨時議長 新人議員の皆さん、よろしい。

世古安秀議員。

○世古安秀議員 1件だけ確認しますけれども、6番の親睦会費の廃止について、これは、いろんな書いてあるように1,000円頂いて、麦茶とかティッシュとか、あとプリンターのインクを購入していたんですけども、これについては親睦会の費用やなくして行政側が出すと。インク代というのは出すということによろしいんですか。

○戸上 健臨時議長 事務局長。

○岩井事務局長 議会事務局の消耗品のほうで対処させていただきたいと考えております。

以上です。

○世古安秀議員 議長、もう1点。

○戸上 健臨時議長 世古安秀議員。

○世古安秀議員 お茶とかそういうふうなものは各人が持ってきて飲むと。昼のお茶、いつも出してもらっていましたが、それももうなしにするというふうなことなんでしょうか、その辺の確認だけ。

○戸上 健臨時議長 事務局長。

○岩井事務局長 もう何年かこの経緯をやってきましたが、そんなに使うことがなかったものですから、これぐらいなら今ある議会事務局の消耗品のほうで対処できるだろうという形になりましたので、よろしくお願います。

○世古安秀議員 はい、分かりました。

○戸上 健臨時議長 他にございませんか。

(発言する者なし)

○戸上 健臨時議長 ないようですので、以上をもちまして全員協議会を散会いたします。

長時間どうもありがとうございました。

(午後 1時24分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年5月8日

鳥羽市議会臨時議長 戸 上 健